

静岡県告示第24号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき告示する。

平成29年1月20日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社アース	藤枝市志太 585 番地の1	児童デイ SES しまだ校	島田市東町 1217 番地	平成 29 年 1 月 1 日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
福祉教育アセスメントセンター株式会社	掛川市遊家 1013 番地の12	掛川センター	掛川市北門 39	平成 29 年 1 月 1 日	児童発達支援、放課後等デイサービス	重症心身障害児以外